

平成24年4月19日

## 放送受信契約の未契約者（世帯・事業所）に対する担当窓口変更通知の発送について

- NHKでは、テレビ受信機を設置しているにもかかわらず、放送受信契約を結んでいただけない世帯や事業所に対し、公共放送の役割や受信料制度の意義などについて誠心誠意説明を行っていますが、それでもなおご契約いただけない場合、受信料の公平負担を徹底する観点から民事訴訟を提起することとしています。
- 本日、これまで営業現場において受信契約の締結をお願いしてきたものの、これ以上対応を重ねても自発的に契約していただくことが困難と判断した未契約世帯14件（東京都）と、事業所1件（兵庫県）に対し、担当窓口を営業局受信料特別対策センターに変更する旨の通知を送付しました。
- 今後は、受信料特別対策センターで丁寧に対応を行いますが、どうしてもご理解いただけない場合は、訴訟の予告を行い、なお応じていただけない場合は、受信契約の締結と受信料の支払いを求める民事訴訟を提起します。

窓口変更通知発送日 平成24年4月19日

平成24年3月末までに窓口変更を行った未契約世帯は、累計で20件あります。このうち5件について平成23年11月に民事訴訟を提起し、その後4件について円満に受信契約の締結と受信料のお支払いをいただきました。残る1件は、現在、東京地裁に係属中です。

平成24年3月末までに窓口変更を行った未契約事業所は、累計で19件ありますが、3月に提訴予告した1件（大分県）と窓口変更した1件（東京都）を除き、すべて円満に受信契約の締結と受信料のお支払いをいただきました。